

「もったいない。」  
食べ物を捨てない社会へ



---

筑西市食品ロス削減推進計画

---

(令和5年3月)



筑西市

## 目 次

### 第1章 筑西市食品ロス削減推進計画の策定について

1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の区域	3
4	計画の期間	3

### 第2章 食品ロスの現状と課題

1	日本の食品ロス量	4
2	茨城県の食品ロス量	5
3	筑西市の食品ロス量	6
4	アンケート調査からみた市民の意識	7
5	食品ロス削減に係る課題	12

### 第3章 基本的な方向と削減目標

1	基本的な方向	13
2	国の食品ロス削減目標	13
3	筑西市の食品ロス削減目標	14

### 第4章 食品ロス削減に向けた推進施策

1	求められる役割と行動	15
2	推進施策	19
3	計画の推進	22

### 参考資料

1	食品ロスの削減の推進に関する法律の概要	24
2	食品ロスに関する関連サイト	25

# 第1章 筑西市食品ロス削減推進計画の策定について

---

## 1 計画の策定趣旨

「食品ロス」とは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品のことで、食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に発生しており、日本では年間 600 万トン（平成 30 年度）発生していると推計されています。

食品ロスが引き起こす問題として、一つ目に環境問題があります。水分が多い食品は重量が重くなり、収集運搬時や焼却時に多くの燃料を消費するため、地球温暖化の原因の一つともいわれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を余分に排出することになります。また、過剰な食料を生産し続けると、余分なエネルギーを消費するだけでなく、多量の食品ロスを発生させてしまいます。

二つ目に食糧問題があります。世界の人口は、約 30 年後の 2050 年には 20 億人増加して、97 億人に達すると予測されています。現在、世界の 9 人に 1 人が栄養不足などで苦しんでいると推測されていますが、今後も増加していくのではないかと危惧されています。

食品ロスの問題については、2015（平成 27）年の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でも重要な柱として位置付けられ、「2030（令和 12）年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、世界的にも大きな問題となっており、食料の多くを輸入に依存している我が国としても真摯に取り組むべき課題となっています。

このような中、市民、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が 2019（令和元）年 10 月から施行され、2020（令和 2）年 3 月には、同法第 11 条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減推進基本方針」という。）が閣議決定されています。

食品ロス削減推進法において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、食品ロス削減推進基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

こうした状況を受け、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえるとともに、本市の食品ロス削減に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「筑西市食品ロス削減推進計画」を策定することとし、本計画を基に市民、事業者、行政、関係団体等の一丸となった取組みの展開を目指します。

## ■食品ロスが引き起こす問題

### 環境問題

- ・水分の多い食品は、廃棄の際に運搬や焼却で余分なCO<sub>2</sub>を排出
- ・食料生産により多量のエネルギーを消費

- ・市町村におけるごみ処理経費 **2兆910億円**（平成30年度）  
（平成25年度比+2,400億円（+13%））
- ・国民1人当たりの経費 **16,400円/年**  
（平成25年度比+2,000円（+14%））

### 食料問題

- ・世界の9人に1人が栄養不足（8億人）  
**世界人口国連推計 77億人（2019）→ 97億人（2050）**

- ・摂取カロリーから見た食料自給率 **38%**（令和元年度）※先進国では最低水準

## ■食品ロスに関する国際的な関心の高まり

### 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）。平成27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



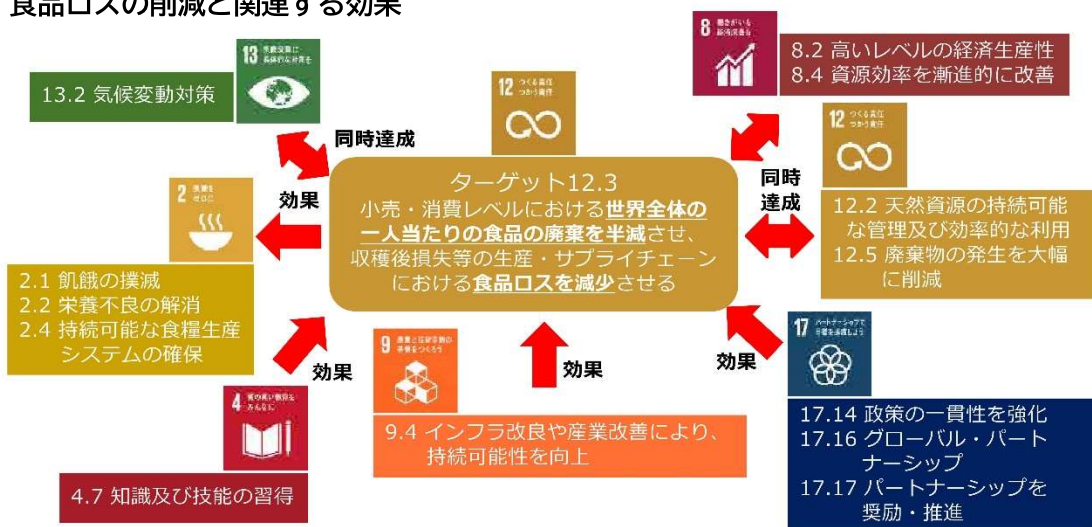
#### ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

#### ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

### 食品ロスの削減と関連する効果



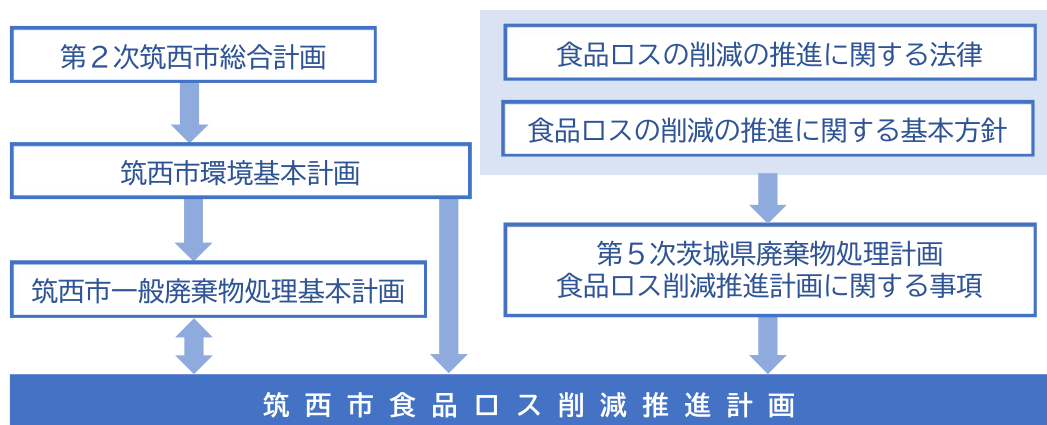
- ・食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済、社会の諸問題の同時解決につなげることが重要
- ・目標達成には事業者、自治体、NPO法人等、様々な立場の方の協力が不可欠

出典：農林水産省「食品ロスをめぐる国内情勢」「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」

## 2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品ロス削減推進基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する「当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物処理計画のうち、食品ロス削減に関する事項を具体化した個別計画として位置付けるとともに、関連法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとしします。

図 計画の位置付け



## 3 計画の区域

本計画の対象となる区域は、本市の行政区域内全域とします。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度を初年度とし、「筑西市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図り、令和 11 年度までとします。なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関する制度の改正、施策の実施状況に応じて、必要な見直しを行うこととします。

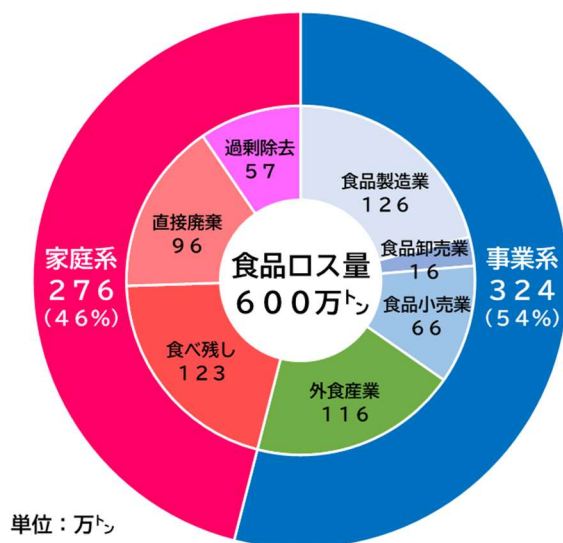
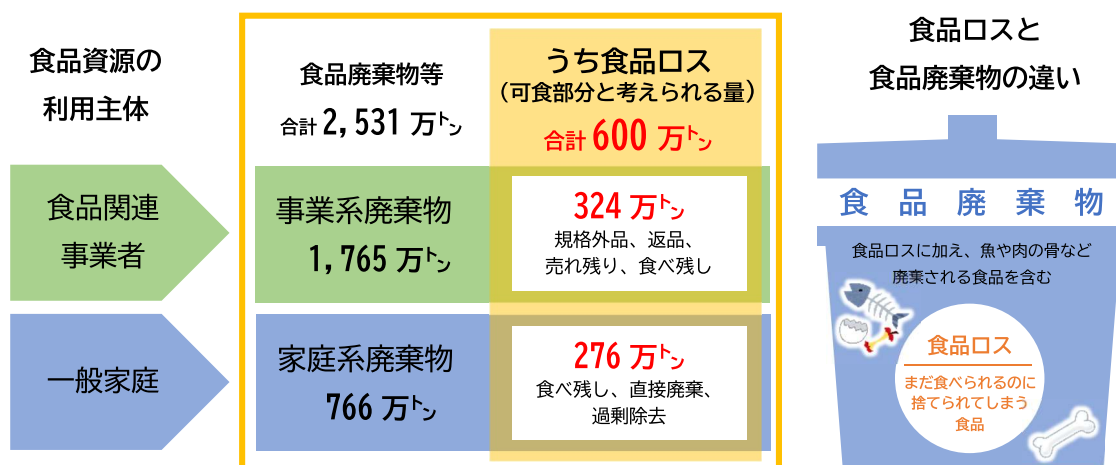
## 第2章 食品ロスの現状と課題

### 1 日本の食品ロス量

日本の食品廃棄物等は年間約 2,531 万トン（平成 30 年度推計）にのぼり、うち可食部分と考えられる食品ロスの発生量は 600 万トンと推計されています。発生量の内訳は、家庭系食品ロス量が 276 万トン、事業系食品ロス量が 324 万トンとされています。

主な発生要因は、家庭系食品ロスが「食べ残し」、「直接廃棄」、「過剰除去」、事業系食品ロスが「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、「食べ残し」とされています。

#### ■食品ロスの発生量（平成 30 年度推計）



#### 国民 1 人あたりの食品ロス量

■ 1 日 約 130 ㍉

※茶碗約 1 杯 (約 150 ㍉) の  
ご飯の量に近い量

■ 年間 約 47 ㍉

※年間 1 人当たりの米の消費量  
(54 ㍉) に近い量

資料：総務省人口推計（平成 30 年 10 月 1 日）  
平成 30 年度食料需給表（確定値）

出典：消費者庁「食品ロス削減ガイドブック」

## 2 茨城県の食品ロス量

茨城県では、全国の食品ロス量を基に、県内の食品ロスの発生量を、事業系では 6.8～10.0 万トン、家庭系では 6.05～6.56 万トン、合計で 12.8～16.6 万トンになると推計しています。

### ■茨城県における食品ロス量の試算

#### (1) 事業系食品ロス量

区分	計	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
食品ロス量 (万ト)	6.8～ 10.0	3.2～ 5.8	0.2～ 0.3	1.4～ 1.5	2.0～ 2.4

※「平成 28 年経済センサス活動調査 (表番号 2-1、1-1)」(総務省、経済産業省)を基礎データとして、産業分類上の「食料品製造業」、「飲食物品卸売業」、「飲食物品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」に置き換え、事業所数、従事者数及び活動量「売上 (収入) 金額」の全国に占める割合から算出。

#### (2) 家庭系食品ロス量

住民基本台帳に基づく人口、世帯 (H30.1.1)		食品ロス量 (万ト)			
		計	直接廃棄	過剰除去	食べ残し
人口 (人)	2,951,087	6.05～ 6.56	2.13～ 2.31	1.38～ 1.50	2.53～ 2.75
世帯数 (件)	1,235,665				

※「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (H30.1.1 現在)」(総務省)の人口及び世帯数の全国に占める割合から算出。

出典：茨城県「第 5 次茨城県廃棄物処理計画」

### 3 筑西市の食品ロス量

本市では、全国及び茨城県の食品ロス量を基に、市内の食品ロスの発生量を、事業系では3千トン、家庭系では2.2千トン、合計で5.2千トンになると推計します。

#### (1) 事業系食品ロス量

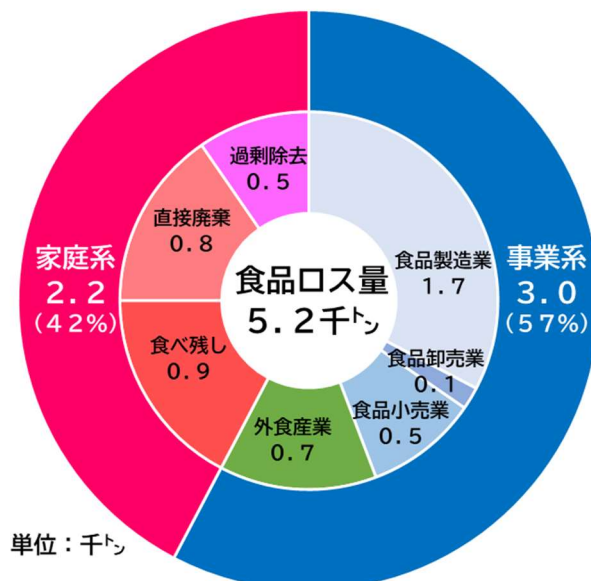
区分	計	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
食品ロス量 (千トン)	<b>3.0</b>	1.7	0.1	0.5	0.7

※茨城県の推計方法と同様に「平成28年経済センサス活動調査(表番号2-1、1-1)」(総務省、経済産業省)を基礎データとして、産業分類上の「食料品製造業」、「飲食料品卸売業」、「飲食料品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」に置き換え、事業所数、従事者数及び活動量「売上(収入)金額」の全国に占める割合から算出。

#### (2) 家庭系食品ロス量

住民基本台帳に基づく人口、世帯 (H30.1.1)		食品ロス量 (千トン)			
		計	直接廃棄	過剰除去	食べ残し
人口 (人)	106,013	<b>2.2</b>	0.8	0.5	0.9
世帯数 (件)	40,891				

※茨城県の推計方法と同様に「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (H30.1.1 現在)」(総務省)の人口及び世帯数の全国に占める割合から算出。



#### 市民1人あたりの食品ロス量

■ 1日 約134 ㌘

※茶碗約1杯(約150㌘)のご飯の量に近い量

■ 年間 約49 ㍻

※年間1人当たりの米の消費量(54㍻)に近い量

資料：総務省人口推計(平成30年10月1日)  
平成30年度食料需給表(確定値)



## 4 アンケート調査から見た市民の意識

食品ロスに関する市民意識や取組状況を把握するため、令和4年度に市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (1) 調査方法

- ・市内在住の18歳以上の男女（令和4年7月1日現在）500人を無作為に抽出して対象とした郵送によるアンケート調査
- ・不特定多数の市内在住者を対象としたWebアンケート調査

### (2) 調査期間

令和4年7月15日から令和4年7月29日

### (3) 回答状況

回答数 563 件（郵送：207 件，Web：356 件）

### (4) 主なアンケート調査結果について

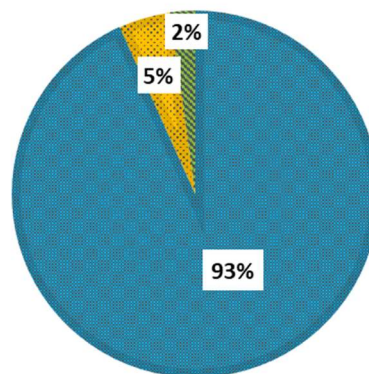
- ・小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります
- ・複数回答可能な設問の場合、回答者が全体に占める割合という見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります

## ■食品ロスの実態に係る市民アンケート調査結果

### ①「食品ロス」という言葉の認知度

「意味を知っている」の割合が93%と最も高くなっています。次いで、「聞いたことはあるが、意味は知らなかった」の割合が5%、「聞いたことがない（このアンケートで知った）」の割合が2%となっています。

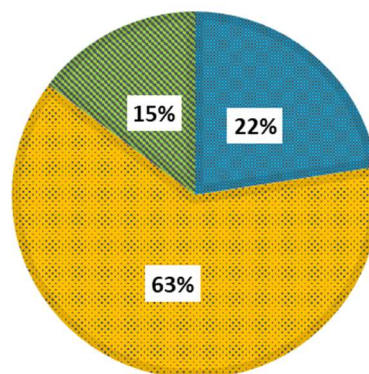
- 意味を知っている
- 聞いたことはあるが、意味は知らなかった
- 聞いたことがない(このアンケートで知った)



### ②家で食品ロスが発生する頻度

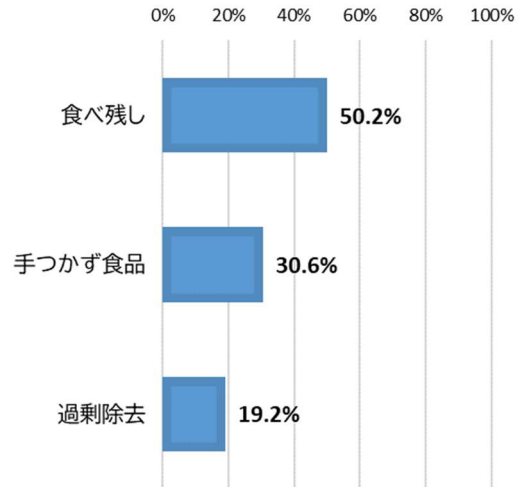
「よくでる（ほぼ毎週）」、「たまにでる（月1～2回程度）」の割合の合計が85%となっていることから、高い頻度で家庭における食品ロスが発生していることがわかります。

- よくでる(ほぼ毎週)
- たまにでる(月1～2回程度)
- 全くでない



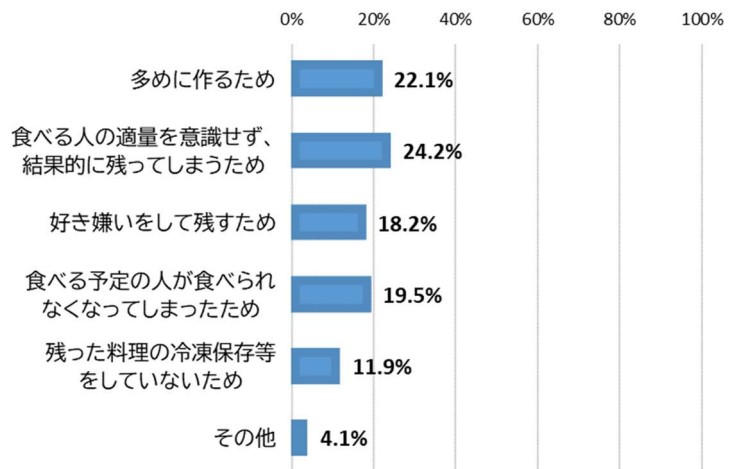
### ③家庭（外食を除く）で発生している食品ロス

「食べ残し」の割合が50.2%と最も高くなっています。次いで、「手つかず食品」の割合が30.6%、「過剰除去」の割合が19.2%となっています。



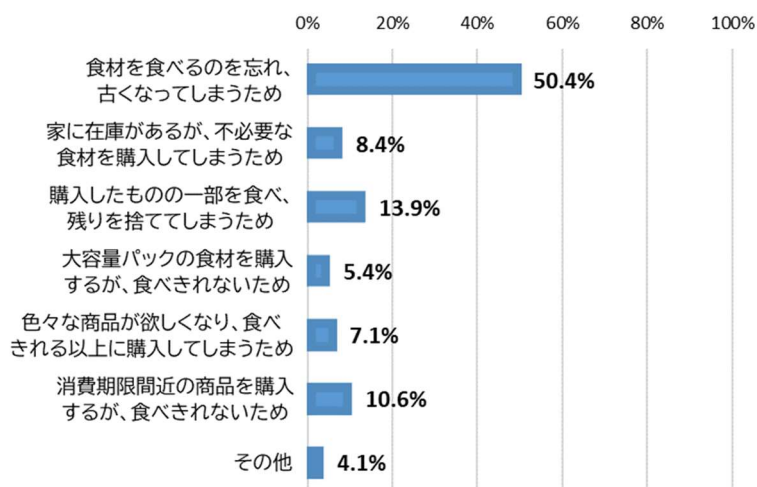
### ④家庭で「食べ残し」が発生している理由

「食べる人の適量を意識せず、結果的に残ってしまうため」の割合が24.2%と最も高く、次いで「多めに作るため」の割合が22.1%となっています。



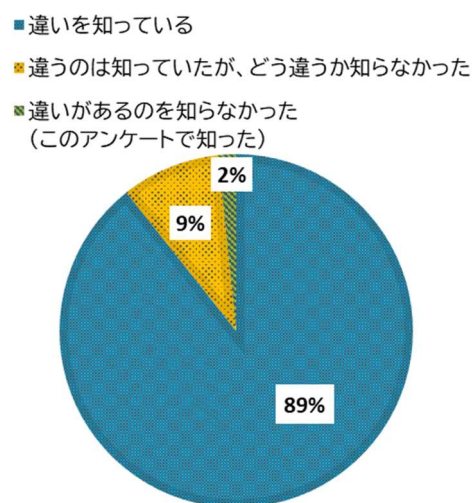
## ⑤ 家庭で「手つかず食品」が発生している理由

「食材を食べるのを忘れ、古くなってしまった」の割合が 50.4%と最も高くなっています。



## ⑥ 「消費期限」と「賞味期限」の違いの認知度

「違いを知っている」の割合が 89%と最も高く、次いで「違うのは知っていたが、どう違うか知らなかった」の割合が 9%となっています。



### 「消費期限」と「賞味期限」の違い

食品の期限表示は、消費期限と賞味期限の2種類があります。いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

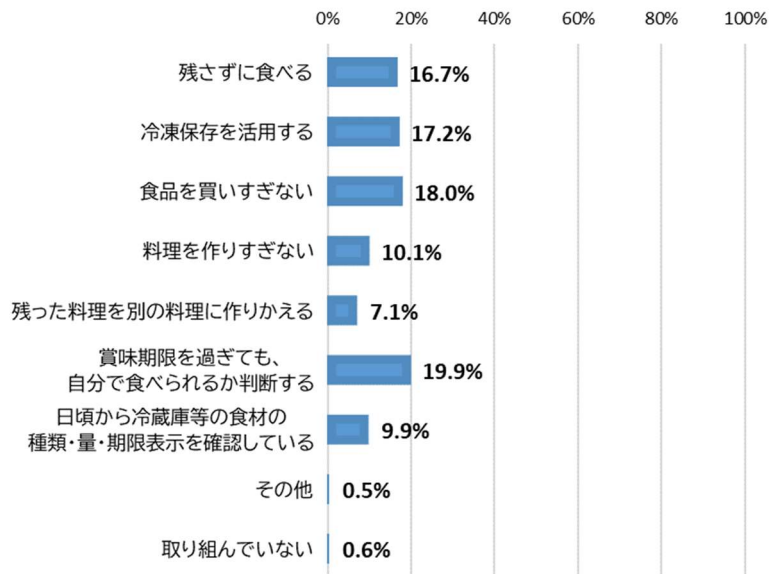
[消費期限] 適正な保存方法で保存した場合、表示された年月日まで安全に食べることができます。

表示された期限を過ぎた場合は食べない方がよいとされています。

[賞味期限] 適正な保存方法で保存した場合、表示された年月日までおいしく食べることができます。表示された期限を過ぎた場合もすぐに食べられなくなるわけではありません。

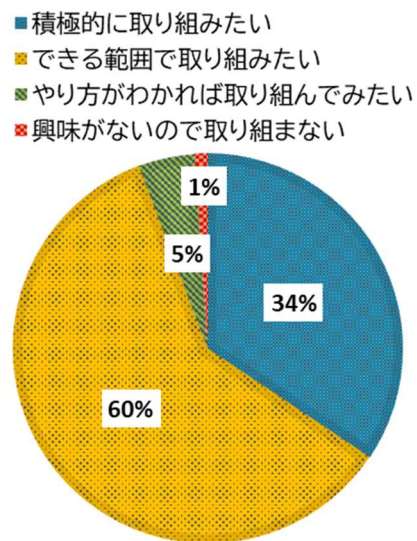
## ⑦家庭での食品ロス削減の取組状況

「賞味期限を過ぎても、自分で食べられるか判断する」の割合が 19.9%と最も高く、次いで「食品を買いすぎない」の割合が 18.0%、「冷凍保存を活用する」の割合が 17.2%となっています。



## ⑧食品ロス削減への市民意識

「できる範囲で取り組みたい」の割合が 60%と最も高くなっています。次いで、「積極的に取り組みたい」の割合が 34%となっています。



## 5 食品ロス削減に係る課題

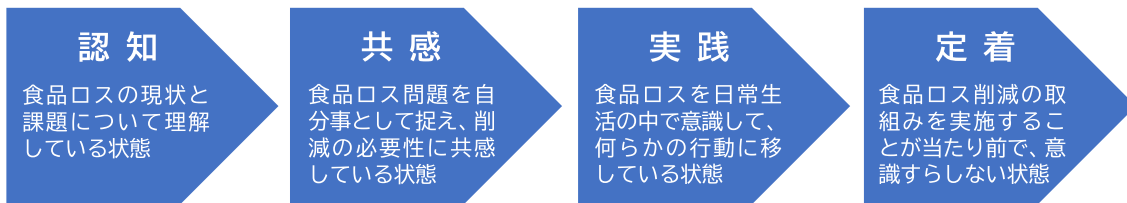
市民アンケートの結果から、市民の食品ロス問題の認知度は高く、多くの市民が食品ロスの削減に取り組んでいるものの、約9割の家庭において、食べ残しや手つかず食品などの食品ロスが発生していることが分かります。

事業系の食品ロスについては、国及び県と同様に、食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階から発生し、小売や外食産業などの食品流通の下流側の発生量が高い傾向にあると推測されます。

これまで本市では、食品ロスの削減に向けて、家庭でできる身近な取組みの周知や事業系を対象にした宴会等での食べ残しを減らす「3010運動」の推進などを実施してきました。しかしながら、その認知・実践度は高いとはいえない状況です。

食品ロスの削減のためには、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要であることから、食品ロスに関する認知度の向上を図るだけでなく、市民及び事業者の具体的な行動につながるよう、行動の変容を促すための取組みを行う必要があります。

### ■食品ロス削減の行動が定着するまでの流れ



## 第3章 基本的な方向と削減目標

### 1 基本的な方向

食品ロスの削減のためには、全ての市民や事業者等が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの現状とその削減の必要性について認識した上で、生産、製造、流通、販売の各段階や買物、保存、調理、消費の各場面において、食品ロスが発生していることや、市民、事業者等がそれぞれに期待される役割と行動を理解し、可能なことから具体的な行動に移すことが求められています。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進していくものとします。

### 2 国の食品ロス削減目標

国は、SDGsを踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、平成12年度比（2000年度比）で令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。また、基本方針において、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標を設定しています。

#### (1) 食品ロス量



#### (2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合



### 3 筑西市の食品ロス削減目標

本市では、本計画期間を「筑西市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図り、令和11年度までとしています。したがって、本計画の最終年度となる令和11年度未までに、平成30年度比で食品ロス量を国の削減目標の割合に合わせ20%削減することとします。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者（市民）の割合については、市民アンケート調査の結果、現状94%となっており、国が設定する目標値の80%を上回っていることから、目標値を令和11年度までに95%に設定します。

#### (1) 食品ロス量



#### (2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者（市民）の割合





## 第4章 食品ロス削減に向けた推進施策

---

### 1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者と消費者である市民の双方から発生しており、生産、製造、流通、販売、消費等のサプライチェーン全体で取り組むべき課題ですが、その際、食品関連事業者等と市民を「つなぐ」という視点が必要です。

市民や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組みを市民に伝え、市民はそれを受けて、食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションが活性化していくことが重要です。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者やマスコミ、消費者団体、NPO等、県・市も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待されます。

#### (1) 市民

市民は、食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性に理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて、適切に理解・把握します。その上で、以下に掲げる行動例を参考に、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移します。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用するなど、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援します。

##### ①買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使いきれ的分だけ購入する
- ・商品が欠品となっていることを許容する意識を持つ

##### ②食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではなく、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断をする

### ③調理の際

- ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする

### ④外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきるようにする
- ・特に食品ロスの発生量が多いとされる宴会等においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べ切りを呼びかける「3010運動」等を実践する
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰るようにする

#### [3010運動]

乾杯後 30 分間とお開き前 10 分間は自分の席で食事を楽しみ、宴会時の食品ロスを減らす運動

## 食品ロスを減らすコツ **3ない**

### 1 買いすぎない

家にある食品を確認し、必要な分だけ買う

### 2 作りすぎない

体調や家族の予定を考えて、作りすぎないようにする

### 3 食べ残さない

作った料理は、早めに、おいしく食べきる

## 環境に配慮した消費行動 **エシカル消費**を意識！

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動です。

**人** 作る人のことを考え、食品・食材という資源を無駄なく使ってみる

**環境** ごみを出すときは、二酸化炭素の排出や埋め立て問題を考えてみる

**社会** 食事に困っている人のことを考えて、食材を無駄なく扱う

**地域** 地域の連携、活性化につながる活動をする

## (2) 農林漁業者・食品関連事業者

農林漁業者や食品の製造・流通・販売事業者、外食事業者などの食品関連事業者においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、市民に対して、自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施し、県や市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めます。また、食品廃棄物の継続的な計量の実施等、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、関係事業者や市民とのコミュニケーションを強化しながら見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うよう努めます。

### ①農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する

### ②食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や製造工程、出荷工程における適正管理、鮮度保持に努める
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する）
- ・賞味期限の年月表示化など賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示等）に取り組む
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化等による生産から販売に至るまでの流通過程全体としての食品ロスの削減に資する適正受注を推進する
- ・消費者の消費実態に合わせた商品の容量の適正化を図る
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等の有効活用を促進する

### ③食品卸売・小売業者

- ・流通過程全体での食品ロスの削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や需要予測の高度化等による適正発注の推進等の商習慣の見直しに取り組む
- ・天候や日取り（曜日）等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等（季節商品については予約制とし、需要に応じた販売を行う等）の工夫をする
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組み（値引き・ポイント付与等）を行う
- ・小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して削減に努める

#### ④外食事業者等（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性等を考慮した仕入れ、提供等の工夫をする
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛りや小分けメニュー、要望に応じた量の調整ができるようにする等）を導入する
- ・おいしい食べきりを呼びかける「3010運動」等の取組みを行う
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による残った料理の持ち帰りをできるようにし、その旨を消費者にわかりやすく情報提供する
- ・外食事業者以外であっても食事の提供等を行う事業者は、食品ロスの削減のために可能な取組みを行う

#### ⑤食品関連事業者に共通する事項

- ・包装資材（ダンボール等）に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していなければ、輸送、保管等に支障があるときを除き、そのままの荷姿で販売することを許容する
- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売りきりの工夫を行う
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う
- ・食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組みの内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する

---

##### 【賞味期限表示の大括り化】

店舗に並ぶ商品の多くは賞味期限が年月日で表示されているため、在庫商品より1日古いというだけで納品できず、廃棄につながる場合があります。賞味期限を月単位や10日単位に大括り化することで、解消されるケースが増え、食品ロス削減につながります。

##### 【3分の1ルール】

賞味期限の3分の1以内に、小売店に返品しなければならないという商慣習。このルールは、食べられる食品を廃棄してしまう食品ロスを生み出す原因の一つといわれています。

---

#### （3）事業者（農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者を含む）

事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、従業員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料の有効活用（フードバンクへの提供等）に努めます。

#### (4) 関係団体等（環境団体、NPO等）

(1) から (3) までに記載した求められる役割と行動を実践する市民や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動を行います。

#### (5) 市

(1) から (3) までに記載した求められる役割と行動を実践する市民や事業者、関係団体が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進します。

## 2 推進施策

食品ロスは、市民と事業者の双方から発生することから、生産から消費までのサプライチェーン全体で取り組むべき課題です。国及び県が食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組みを強力に推進することから、本市においては、国の指針に基づき、地域の特性に応じた取組みを推進します。

#### (1) 市民等への教育や普及啓発等

市民が消費者として、食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるように、その重要性についての理解と関心の増進などのための教育や普及啓発の施策を関連する取組みと連携しながら推進します。

##### ①先進的及び優良取組事例の情報発信

市ホームページや公式SNSなどの各種広報媒体を活用し、先進的な事例や模範となる取組みをしている個人・団体や優良事例等を情報発信することで、食品ロスの削減に関する意識啓発や気運の醸成を図ります。

##### ②まちづくり出前講座

各地区に職員が出向き、市民と対面で食品ロスの現状や削減方法などを説明します。

##### ③子どもたちへの環境教育の実施

子どもたちの食品ロスに関する理解を深めるため、教育委員会と連携し、環境学習を実施します。

#### ④食品ロス削減月間

国が設定した「食品ロス削減月間」（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）において、環境市民団体など関係団体と協調して社会的気運を高めるため、情報発信を行うなど、市民意識の醸成に努めます。

#### ⑤3010運動及び宴会5箇条の推進

食品ロスの発生が多いとされる宴会等において、効果的に食品ロスを削減するため、「3010運動」や「宴会5箇条」を推進します。

3010運動	宴会5箇条
<p>①注文の際、適量を注文しましょう</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>②乾杯後30分間は、席を立たずに料理を楽しみましょう</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>③お開き前10分間は、自分の席に戻って、再度、料理を楽しみましょう</p>	<p>①まずは<b>適量注文</b></p> <p>②幹事さんから「おいしく食べきろう」の<b>声かけ</b></p> <p>③開始後30分、終了前10分は席を立たずにしっかり食べる「<b>食べきりタイム</b>」</p> <p>④食べきれない料理は<b>仲間で分け合おう</b></p> <p>⑤それでも、食べきれなかった料理は、お店の方に確認して<b>持ち帰りましょう</b></p>

### 食べ物を無駄にしない！ 「食品ロス」の削減に取り組みましょう！


#### 「食品ロス」って何？

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。  
日本の食品ロス量は、年間約570万トン。これは国民一人ひとりが、毎日お茶碗約1杯分（124g）を捨てている計算になります。

#### 食品ロスの半分は家庭から！

食品ロスは食品メーカーやスーパーで多く発生していると思われがちですが、実はその約半数（261万トン）が家庭から発生しています。みなさんが少し意識したり工夫したりするだけで、食品ロスを減らすことができます。一人ひとりが「もったいない」を意識して、できることから取り組みましょう！

**チェックしよう** 食品ロスポータルサイト（環境省）  
食品ロスに関する様々な情報が集約されたポータルサイトです。



#### 食材を上手に使い切る

残っている食材から使おう

●残ってしまった料理は、リメイクレシピなどで工夫しよう  
参考：食品ロスポータルサイト

#### 棚の前から順番に買う

賞味期限が短い

●すぐに使う、食べる予定の食品は、賞味期限の短い棚の手前から取る。

### 家庭でできる身近なことから取り組みよう！

#### 買い物の前には冷蔵庫の中身をチェック

ストックを確認しすぎない

●必要な分を必要なときに買い、食べきりを心がける。

#### 食材を適切に保存する

余った料理は冷蔵庫を活用

●食品に記載された保存方法に従って保存。  
●野菜は、冷凍・ゆでるなど下処理してストック

#### 「もったいない」の気持ち残さず食べよう

好き嫌いをしない

●作りすぎないで、食べきれぬ量だけ作る

[市民への啓発「筑西市3R広報紙」の一部]

20

## (2) 食品関連事業者等の取組みに対する支援

食品ロスの削減のための取組事例の共有や周知を図りながら、生産から販売等までの各段階で発生している食品ロスの削減のための積極的な取組みを実施します。

### ①事業者に向けた啓発や支援

事業者に食品ロスの削減に向けた先進的な取組みや効果的な取組み等の情報を提供します。

### ②エコ・ショップ登録の推進

スーパーマーケット等における食品ロスの削減及びその他3R活動を促進するため、「筑西市エコ・ショップ制度」への登録を推進します。

### ③いばらき食べきり協力店登録への協力

料理や食品を提供する店舗等における利用客への声かけ、メニューの工夫、持ち帰り容器の常備、仕入量、加工量の適正化等の食品ロスの削減に関する取組みを実施する「いばらきたべきり協力店」への登録を推奨し、その取組みを広く市民に周知します。

### ④いばらきフードロス削減プロジェクトへの協力

フードロスの対象となる農産物や加工食品の削減に取り組む「いばらきフードロス削減プロジェクト」の周知を図ります。

## (3) 実態調査並びに情報の収集

食品ロス発生量だけでなく、発生要因等を分析し、食品ロスの効果的な削減方法を検討します。

## (4) 生ごみの再生利用の推進

食品ロスの削減に十分に取り組んだうえでも生じる食品廃棄物について、再生利用（堆肥化等）を促進するため、家庭用生ごみ処理機器の購入に対し、費用の一部を補助します。

## (5) 未利用食品を提供するための活動の支援等

フードバンク・フードドライブ活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者等への支援等、福祉の観点からも意義のある取組みであるため、関係団体と連携し、事業者から発生する余剰在庫等の食品、家庭で余っている食品などの未利用食品等の有効活用を推進します。

## (6) 多様な主体との連携した施策の実施

各種団体等と情報共有及び連携を深めることで、各施策の効果を高めます。

### ①全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、食べきり運動の普及などに取り組む自治体間の情報ネットワークを形成し、情報共有や情報提供を行います。

### ②市民環境団体との連携

主に自治会等で組織される市民環境団体と各施策の連携を図り、地域で一体となって食品ロスの削減に取り組む体制を整え、市民意識の醸成を図ります。

### ③筑西市廃棄物減量等推進審議会との連携

一般廃棄物の減量及び適正処理等を審議する筑西市廃棄物減量等推進審議会において、効果的な取組み等について協議を行います。

### ④事業者や各団体との連携

食品ロス削減につながる事業者及び関係団体と連携を図り、サプライチェーン全体で食品ロスの削減に取り組む気運を醸成します。

## 3 計画の推進

### (1) 計画の推進体制の整備

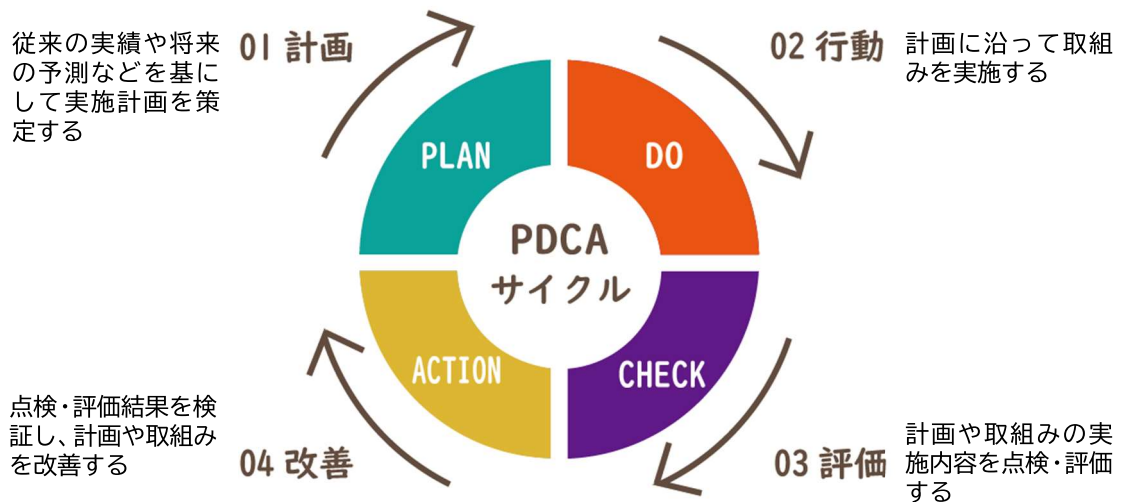
本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が適切な役割のもと、連携・協力して食品ロスの削減に向けた取組みを推進します。食品ロスの削減については、多岐にわたる施策であるため、関係部局と連携し、関連施策との連携を推進するとともに、関係者が一丸となった取組みを展開していきます。

### (2) 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、取組み施策の進捗状況について、定期的に点検・評価し、PDCAサイクル（①計画（Plan）、②行動（Do）、③評価（Check）、④改善（Action））により、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくほか、必要に応じて本計画の見直しを検討します。

また、進捗状況や取組みの成果を市広報紙や筑西市3R広報紙、市ホームページ等で公表します。





## 参考資料

---

### 1 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

#### [食品ロスの問題]

- ・我が国ではまだ食べることができる食品を大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

#### [前文]

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようしていくことを明記
  - 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

#### [食品ロスの削減の定義（第 2 条）]

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組み

#### [責務等（第 3 条～第 7 条）]

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

#### [食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第 8 条）]

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

#### [食品ロス削減月間（第 9 条）]

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

#### [基本方針等（第 11 条～第 13 条）]

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

#### [基本的施策（第 14 条～第 19 条）]

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための  
の取組み等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性に  
ついての理解を深めるための啓発を含む

- ②食品関連事業者等の取組みに対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組み等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

[食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）]

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

## 2 食品ロスに関する関連サイト

- (1) 環境省「食品ロスポータルサイト」  
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>
- (2) 農林水産省「食品ロス・食品リサイクル」  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/)
- (3) 消費者庁「食品ロス特設サイト」  
<https://www.nofoodloss.caa.go.jp/index.html>
- (4) 茨城県「食品ロスをなくそう！」  
[https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/2021\\_foodloss/202108\\_foodloss.html](https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/2021_foodloss/202108_foodloss.html)
- (5) 筑西市「食品ロス削減について」  
<https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page005411.html>

————— 編集・発行 筑西市 市民環境部 環境課 —————

〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地 筑西市役所本庁舎 2 階

電話：0296-24-2130 (直通) FAX：0296-24-2274 E-mail：envirom@city.chikusei.lg.jp